

酪農経営の安定のための 生乳取引に向けて

生乳需給と生産者補給金制度の解説

目 次

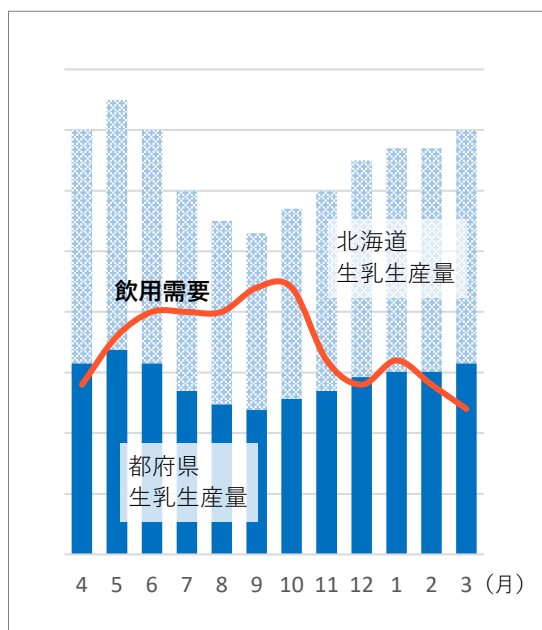
1. 酪農経営の安定のために必要な「生乳の需給調整」とは	1
2. 知っておいていただきたい補給金制度の仕組み	2
3. 平成30年度から新たな生産者補給金制度に移行しました	3
4. 生乳取引の契約に当たっての留意事項	4
(1) 契約書の確認	4
(2) 契約内容の遵守	4
(3) 生乳の出荷先の選択	5
参考 生乳の適正取引推進ガイドラインについて	5
(4) 部分委託の場合当たりの利用（生乳の需給調整が困難になるような、契約違反の出荷量や委託期間の一方的変更など）は、指定事業者が集乳を拒む「正当な理由」となりうるので、契約をする前に注意しましょう。	7
(5) 規模拡大に取り組んでいる場合の契約に当たっての注意点	10
参考資料 条文解説	11

1. 酪農経営の安定のために必要な「生乳の需給調整」とは

牛乳乳製品は国民の食生活を支える重要な品目であり、消費者に安定供給を図ることは、国、乳業メーカーの役割であるだけでなく、原料となる生乳を供給する酪農家も役割の一翼を担っています。

その生乳の需給は、飲用の需要が高まる夏場には、牛が暑熱ストレスを受けて生産が減少し、飲用の需要が減少する冬場には、牛は比較的寒さに強いいため生産が増加するという特性があります。また、他の農産品と異なり生乳は傷みやすく日持ちしません。

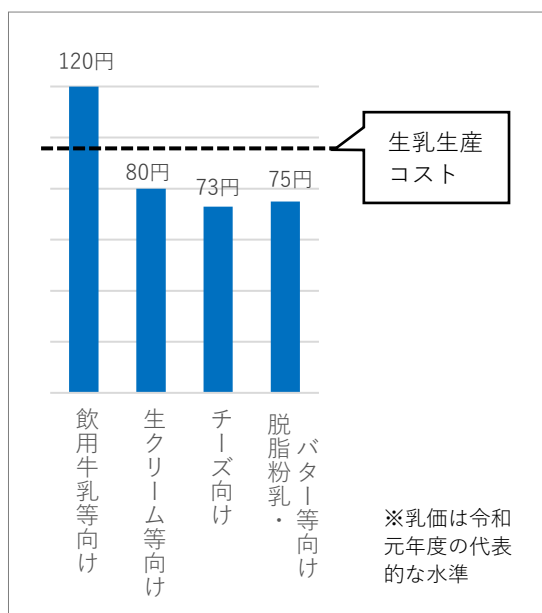
このため、こうした季節的な需給の変動や短期的な天候の変化等で生乳が余った時は、生乳を廃棄することなく、保存のきく脱脂粉乳やバター等に加工することで、酪農家の収益を確保し、酪農経営の安定が図られています。



我が国では、牛乳乳製品の需給に応じた価格水準で生乳が取引されるよう、生乳の用途（飲用向け、脱脂粉乳・バター向けなど）に応じて乳価が設定される用途別取引が行われています。

この中で、輸入品と競合する脱脂粉乳、バター、チーズなどの乳製品用の生乳（加工原料乳）については、乳価が酪農家の生乳生産コストを下回っていることから、国は、生産者補給金を交付しています。

国は、この生産者補給金制度によって、生乳の需給調整を円滑に行いやすい環境を整えることにより、酪農経営の安定と牛乳乳製品の安定供給を図っています。



生乳は余ったり足りなくなったり需給が変化するけど、酪農家が安定して経営できるのはこの制度のおかげなんだね。



生産者補給金の単価は算定ルールに基づいて、生産コストの変動を踏まえて毎年決められるんだよ。だから上がることもあれば、下がることもあるんだ。



2. 知っておいていただきたい補給金制度の仕組み

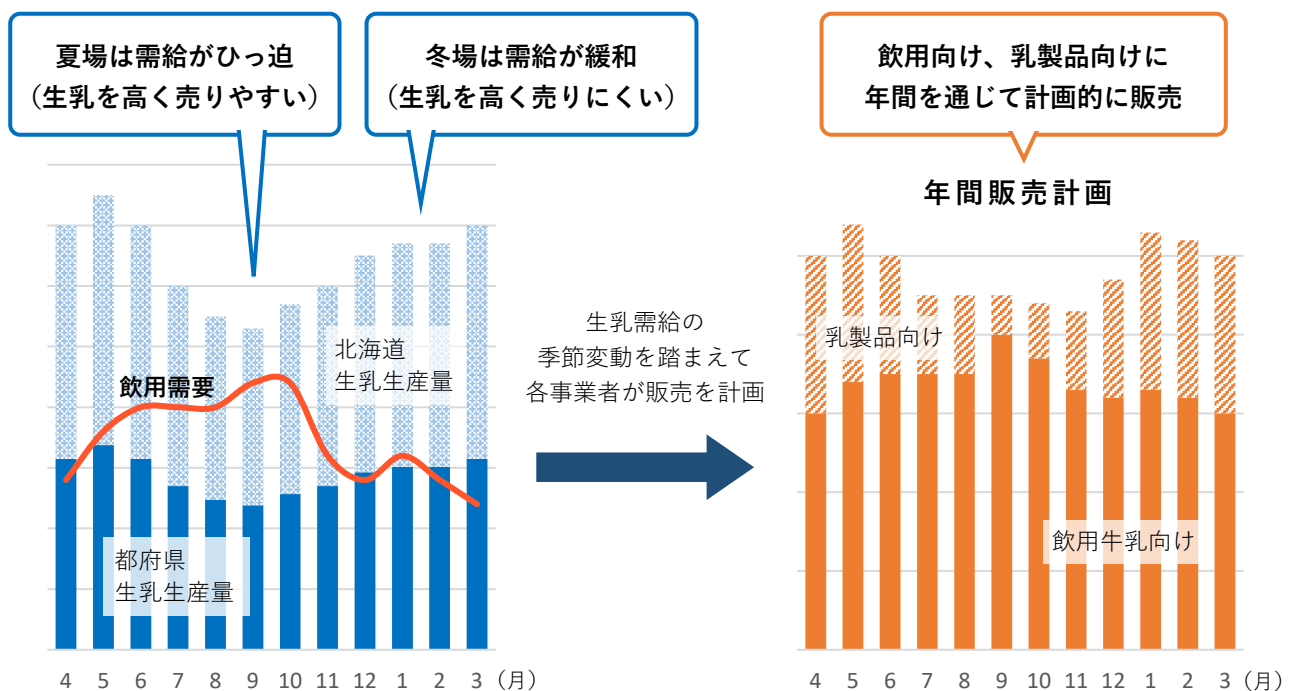
消費者に牛乳乳製品を安定供給するためには、原料となる生乳を生産者と乳業メーカーの間で安定的に取引できることが重要です。しかし、変動する生乳の需給に合わせて急に生乳の生産を止めたり、生乳のまま保存しておくことはできません。

このため、国は、生乳の需給が変動することを念頭に置いて、酪農家が生産した生乳を飲用向けだけでなく、乳製品向けにも一定程度振り向けて乳業メーカーに計画的に販売す

る事業者に対して、生産者補給金を交付しています。（※）

現在、生産者補給金の交付を受けている酪農家の方は、年間を通じて飲用向け、乳製品向けに計画的に販売することで需給調整を行っている事業者に出荷しているということになります。

（※）自ら乳製品製造に取り組む者も生産者補給金の交付対象です。



生産者補給金を受け取ることのできる事業者は、農林水産省のHPで確認することができます。

令和〇年 交付対象数量



<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/gyunyu/kakou.html>

3. 平成30年度から新たな生産者補給金制度に移行しました

酪農家が創意工夫を生かせる 環境を整備しました。

生産者補給金を受け取ることができる事業者が増えました。また、酪農家が乳業メーカーに直接生乳を販売する場合や酪農家自ら乳製品の製造に取り組む場合も、生産者補給金を受け取れるようになりました。

これにより、酪農家の皆さんの出荷先の選択肢が拡大するとともに、付加価値を高めた牛乳乳製品の製品開発、販売など、酪農家が多様なニーズに応じて、創意工夫を生かした酪農経営に取り組みやすくなりました。

指定事業者は、条件不利地域からも 集乳を行う事業者です。

指定事業者は、乳業工場から離れている地域などの条件不利地域も含め、確実に集乳を行う事業者として、申請に基づき農林水産大臣等が指定した事業者です。条件不利地域も含めて集乳を行う分、全体の集乳経費は増えることから、指定事業者に出荷する酪農家は、生産者補給金に加えて集送乳調整金を受け取ることができます。

生産者補給金を受け取ることのできる事業者（出荷先）

令和7年度時点

ホクレン農業協同組合連合会 ※
サツラク農業協同組合
カネカ食品株式会社
富士乳業株式会社
株式会社MMJ
東北生乳販売農業協同組合連合会 ※
関東生乳販売農業協同組合連合会 ※
北陸酪農協同組合連合会 ※
東海酪農協同組合連合会 ※
近畿生乳販売農業協同組合連合会 ※
中国生乳販売農業協同組合連合会 ※
四国生乳販売農業協同組合連合会 ※
九州生乳販売農業協同組合連合会 ※
沖縄県酪農農業協同組合 ※
乳業メーカーに直接生乳を販売する酪農家
乳製品を加工販売する酪農家

※ 指定事業者

4. 生乳取引の契約に当たっての留意事項

(1) 契約書の確認

生乳の販売は、農協を含めた生乳流通事業者との間で明確な契約を結んで行います。いかなる事業者との契約においても、ルールに反していないか、不利な条件が付されていないかを確認することが重要です。酪農家の皆さんは契約を結ぶ前に必ず、①委託か買取（以下「委託等」）の区別、②委託等の期間及び時期（部分委託の場合の時期・日数）、③委託等の量、④販売手数料または買取の額や支払時期、⑤双方対等な契約期間中の条件変更に関する協議手続等がきちんと明示されているか、契約内容をよく確認しましょう。契約内容でわからないことがあれば、きちんと生乳流通事業者を確認し、お互いが契約内容に納得できるよう相談しましょう。

生乳は需要がなくなったからといって、生乳を保存しておくことも突然生産を止めることもできません。所得の向上や経営の安定のためには、安定的に取引が行えるかどうかをきちんと確認をすることが大切です。

(2) 契約内容の遵守

契約は、生乳取引に限らずあらゆる商取引の基本となるものです。契約を結ぶ当事者の双方が遵守することを約束したものです。

契約内容の変更は、一方の都合だけで変更できるものではなく、協議によって変更できる内容は様々です。当事者間で合意しないまま、一方的に契約内容と異なることを行くと、契約違反となります。

例えば、(1)②委託等の期間及び時期（部分委託の場合の時期・日数）を特定せずに「一年を通じて指定事業者に出荷する契約」をした場合は、年度途中で一方的に出荷先や出荷量を大幅に変更することは契約違反となり生乳流通事業者や乳業メーカーに発生した損害について、酪農家が責任を負う可能性もあります。また、年度途中の契約解除や翌年度の契約拒否の事由にもなる可能性があります。

一度結んだ契約の内容を変更したいときに備えて、(1)⑤の双方対等な変更協議の手続を契約で決めておきましょう。また、契約当事者双方が不利益を被ることのないよう、契約内容は事前によく確認し、きちんと契約内容を守りましょう。

また、契約期間中に状況が変化したことにより、契約時の計画から出荷量が乖離するような状況になった場合は、契約当事者間で状況の変化を認識できるよう意思疎通を図ることも大切です。

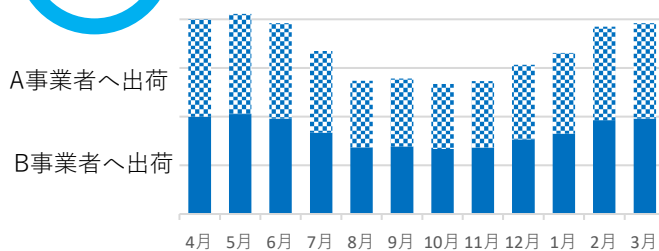
(3) 生乳の出荷先の選択

酪農家は、酪農家自身の判断で生乳の出荷先を選択することができます。取引の安定性や販売価格などについて比較考慮の上、生乳を複数の事業者に出荷することもできます。また、自身で乳製品製造に取り組む場合、乳製品製造向けの生乳量に上限はありません。もちろん、全量を1事業者に出荷することも問題ありません。

ただし、生乳は需要がなくなったからといって、生乳を保存しておくことも突然生産を止めることもできないので、計画的に生産、出荷するよう努めることが大切です。



A事業者とB事業者に出荷

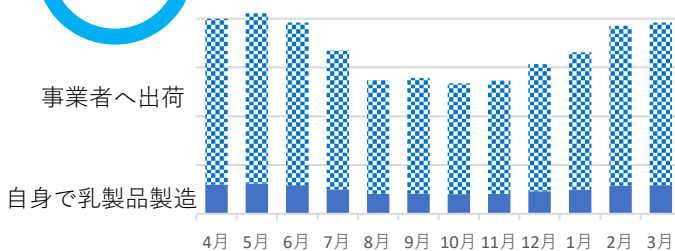


酪農家

自分の生乳の特徴を活かした牛乳乳製品を製造してくれるメーカーに生乳を販売してほしい。
そういった様々なメーカーとそれぞれ取引のある事業者に出荷したいなあ。



自身で乳製品製造に取り組みつつ 事業者にも出荷



酪農家

自分で生産した生乳でバターを作った場合も補給金を受け取れるようになったし、自身で乳製品製造に取り組んで直接消費者に売ってみたい。
でもあまり大きな設備は持っていないから、事業者にも出荷したいなあ。

参考

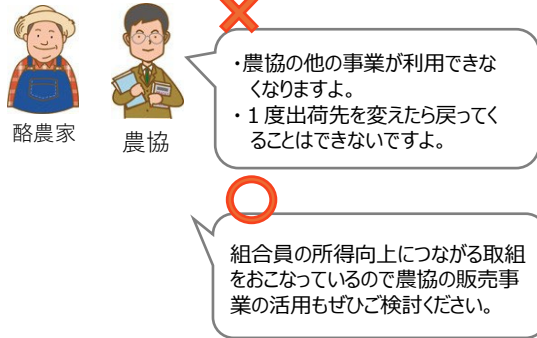
生乳の適正取引推進ガイドラインについて

農林水産省は、生乳取引における法令遵守の強化や生乳取引における経営努力が報われ、健全な取引環境の整備の一助とすることを目的として、「生乳の適正取引推進ガイドライン」を策定しています。

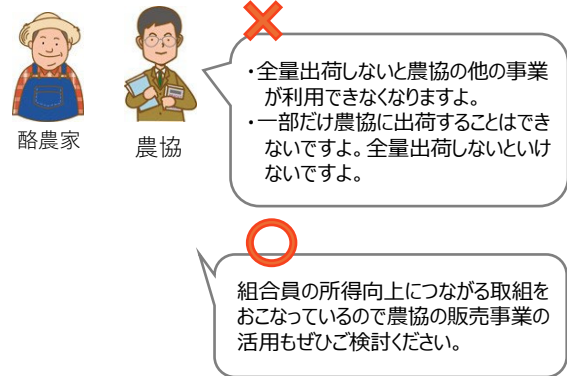
ガイドラインで示されている独占禁止法等法令上問題となり得る事例

①農協による販売事業の利用の強制等

例1 全量を農協以外に出荷したい



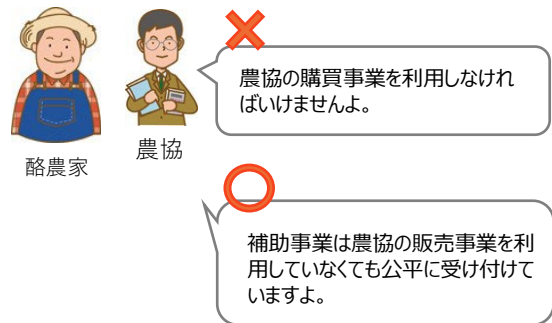
例2 農協と農協以外の事業者に出荷したい



例3 生乳の買い戻しをやめて自身の牛乳乳製品を製造したい



例4 農協が事業実施主体となっている補助事業を利用したい

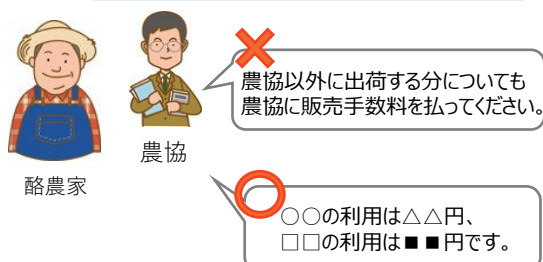


解説

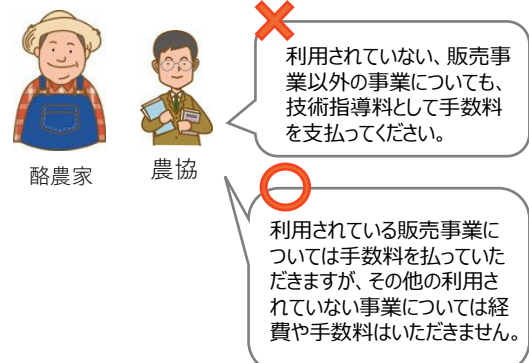
農協が、組合員に対して行うサービスを通じて、販売事業の利用促進を図ることは法令上問題となりませんが、系統外出荷を制限したり、系統外出荷を理由に、組合員に対して不利益・負担を与えることは独占禁止法、農協法上問題となります。

②根拠の不明瞭な手数料の徴収

例5 農協と農協以外の事業者に出荷したい



例6 生乳の販売事業以外は農協を利用していないよ



解説

農協は、組合員が農協の事業を利用する際に、その事業に係る経費や手数料を徴収することができますが、系統外出荷を制限したり、系統外出荷を理由に、徴収の根拠が明瞭でない手数料を徴収することは独占禁止法、農協法上問題となります。手数料等の金額や内容を組合員に対して十分に説明を行う必要があります。

生乳の適正取引推進ガイドライン

<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/gyunyu/lin/seinyutoriwiki.html>

（４）部分委託の場合当たりの的な利用（生乳の需給調整が困難になるような、契約違反の出荷量や委託期間の一方的変更など）は、指定事業者が集乳を拒む「正当な理由」となりうるので、契約をする前に注意しましょう。

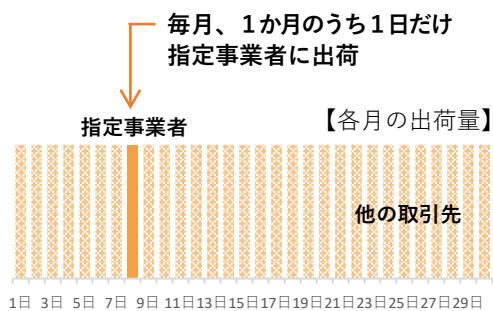
酪農家側の都合で契約に反して、出荷量を大幅に増減させたり、月の1日や年末年始のみといった短期間の取引を求めると、想定外の生乳取引量の変動を招き、生乳流通事業者は、酪農家の経営の安定のために必要な需給調整を行うことが困難になるとともに、生乳を販売することが難しくなる可能性があります。

生乳流通事業者の中でも指定事業者は、畜安法施行規則第19条に定める「正当な理由」がある場合を除き条件不利地域を含め一定の地域内の集乳を拒むことができないこととなっていますが、上記のような想定外の生乳取引量の変動を招く取引の申し出を拒むことは、この正当な理由に当たる場合があります（12,13頁参照）。このため、指定事業者との契約に当たっては、このルールがあることに注意が必要です。

想定外の生乳取引量の変動を招く取引の申し出の例

(注) 以下で紹介する例は、問合せフォームに寄せられた相談等に基づいて一般化して整理したものです。
畜安法施行規則第19条の「正当な理由」に該当するかどうかは、契約内容や事案によります。

例 1 来年度から毎月1か月のうち1日だけ指定事業者に出荷する契約を結びたい

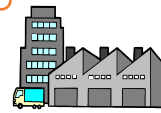


乳業に安定的に生乳を供給できないのは困るなあ。



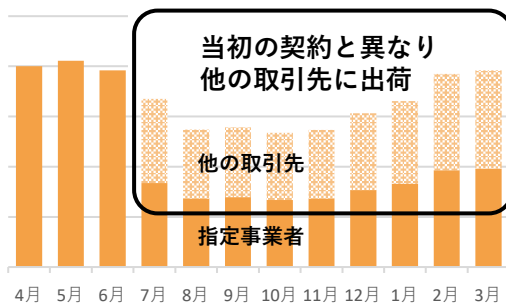
指定事業者

ひと月のうち1日だけ量が増えても困るよ。牛乳は日持ちしないから、スーパーに売れる分しか買えないなあ。



乳業メーカー

例 2 1年を通して指定事業者に出荷する契約を結んでいるが、7月から生乳の一部を乳価が高い他の取引先に出荷する契約に変更したい



不需要期に生乳を買ってもらえないのは困るなあ。



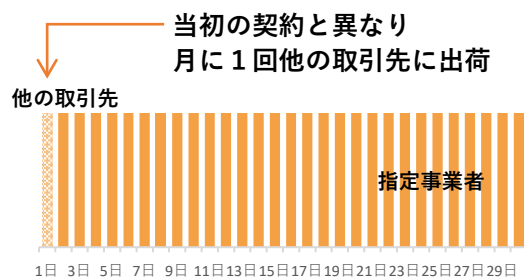
指定事業者

一番牛乳が売れる時期に取引量を減らされるのは困るよ。夏に生乳を供給してくれないと、冬場も買えないよ。



乳業メーカー

例 3 1年を通して指定事業者に出荷する契約を結んでいるが、8～11月まで月に1回ずつ乳価が高い他の取引先に出荷する契約に変更したい



乳業に安定的に生乳を供給できないのは困るなあ。



指定事業者

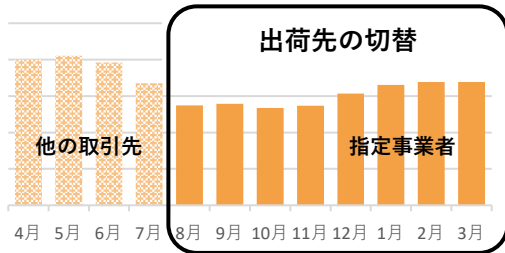
ひと月のうち1日だけ量が減らされても困るよ。契約と違うじゃないか。



乳業メーカー

例 4

1年を通して他の取引先に出荷する契約を結んでいるが、他の取引先が思ったより良くなかったため、8月から指定事業者に出荷する契約を結びたい

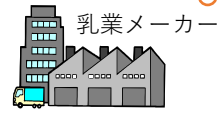


年度途中で急に乳量が増えると販売先を見つけるのに困るなあ。



指定事業者

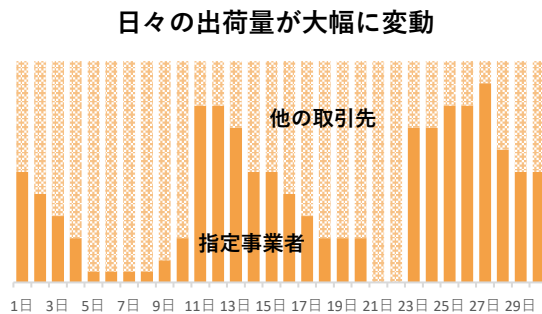
契約にない量を急に引き取ることはいけません。



乳業メーカー

例 5

1年を通して指定事業者と他の取引先それぞれに一定割合で出荷する契約を結んでいるが、日々の出荷量は大幅に変動させたい

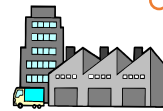


乳業に安定的に生乳を供給できないのは困るなあ。



指定事業者

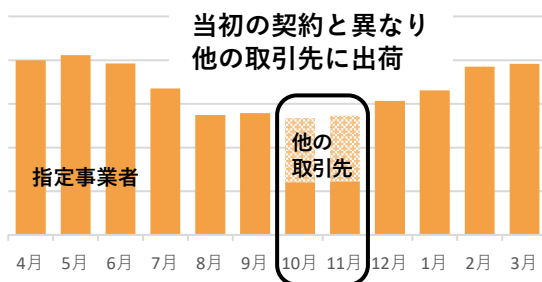
毎日乳量の変動したのでは、こちらも牛乳をスーパーに安定供給できなくなってしまう。契約と違うじゃないか。



乳業メーカー

例 6

1年を通して指定事業者に出荷する契約を結んでいるが、10～11月だけ生乳の一部を他の取引先に出荷する契約に変更したい

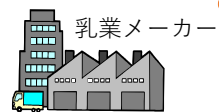


不需要期に生乳を買ってもらえないのは困るなあ。



指定事業者

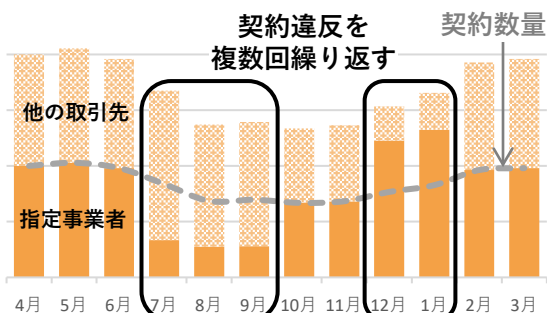
牛乳やバターが売れる時期に取引量を減らされるのは困るよ。売れる時期に生乳を供給してくれないと、冬場も買えないよ。



乳業メーカー

例 7

今年度、出荷数量が契約数量から複数回大幅に増減し、契約違反を繰り返してしまったが、来年度も指定事業者に出荷する契約を結びたい。



契約を守ってくれるならいいけど... また契約違反を繰り返されたら乳業に安定的に生乳を供給できないので困るなあ。



指定事業者

こちらもお客さんの信用を失うから、契約を守らなければ取引はしたくないなあ。



乳業メーカー

(5) 規模拡大に取り組んでいる場合の契約に当たっての注意点

規模拡大に取り組んでいる場合、年度途中で季節変動を超えて出荷乳量が変わることになります。

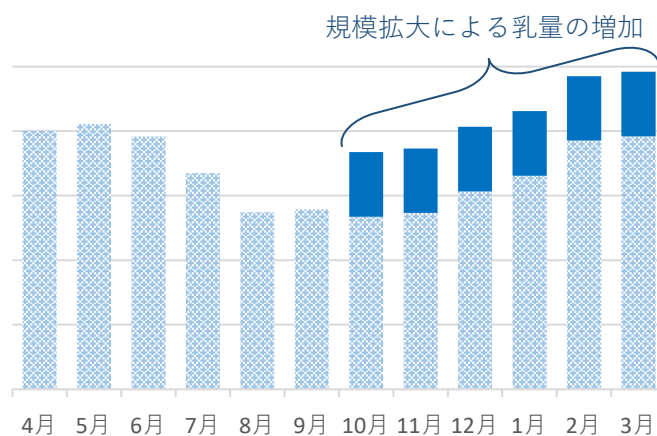
増頭計画は、出荷先の生乳流通事業者に対して時間に余裕を持って事前に説明するなど、生乳流通事業者の生乳販売計画にも配慮しましょう。

特に不需要期（12月～5月）に出荷乳量が増える場合は、生乳を販売する事業者の調整が難しくなるため、生乳流通事業者の交渉が不利になり、酪農家の手取り乳代にも影響が与える可能性があります。

このため、**契約前に増頭計画を伝えた上で契約協議**をしましょう。

契約協議の際に申し出を！

年度途中から増頭による乳量の増加が見込まれる



消費者に牛乳乳製品を安定供給するには、乳業メーカーが生乳を安定調達することが必要です。そのためには、生乳流通事業者や酪農家が、乳業メーカーに安定的に生乳を販売することが必要です。酪農家の皆さんが自身の判断で選択し

た出荷先に計画的に出荷することで、全国の乳業メーカーへの安定的な生乳の販売ができるようになります。

こうした酪農家一人一人の計画的な行動が、国内の牛乳乳製品の安定供給を支えています。

条文解説

生産者補給金を受け取ることができる事業者

(畜産経営安定法第2条第4項)

法第2条第4項 この法律において「対象事業」とは、次に掲げる事業をいい、「対象事業者」とは、対象事業を行う事業者をいう。

第1号 次に掲げる販売の事業（以下「第一号対象事業」という。）

イ 生乳受託販売（委託を受けて行う生乳の乳業者（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第二条第二項の乳業を行う者をいう。ロ及び次号において同じ。）に対する販売又は委託を受けて行う生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売をいい、生乳生産者団体（生乳の生産者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。第十条第三項及び第十二条第一項において同じ。）が行う場合にあっては、当該生乳生産者団体が直接又は間接の構成員となつており、かつ、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会に対するこれらの委託を含む。以下同じ。）

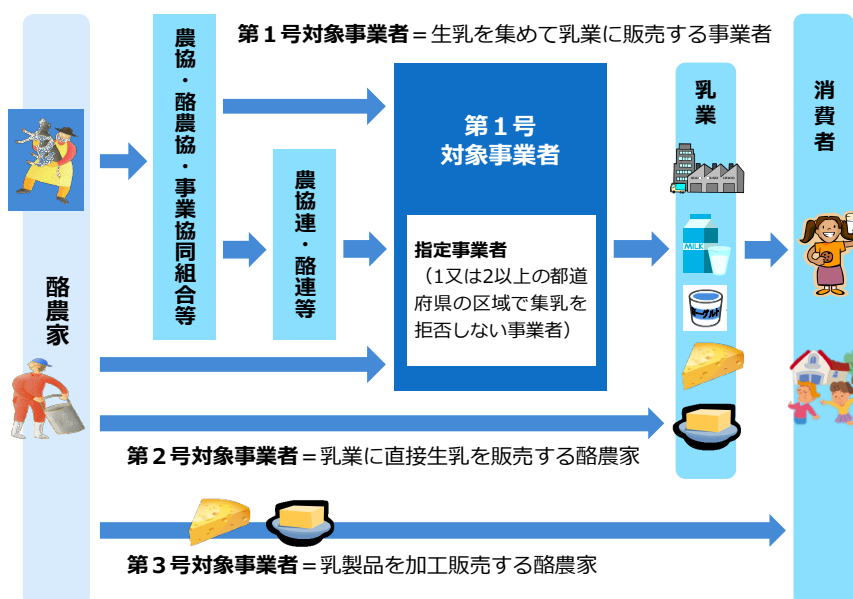
ロ 生乳買取販売（買い取つた生乳の乳業者に対する販売又は当該生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売をいう。以下同じ。）

第2号 自ら生産した生乳の乳業者に対する販売（委託して行うものを除く。）の事業（以下「第二号対象事業」という。）

第3号 自ら生産した生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売（委託して行うものを除く。）の事業（以下「第三号対象事業」という。）

解説

酪農家は、3ページに記載されている委託販売又は買取販売する事業者が生乳を出荷する場合、自ら乳業メーカーに直接販売する場合、自ら乳製品を製造して販売する場合に、生産者補給金を受け取ることができます。



指定事業者から取引を断られてもやむを得ないケース

畜産経営安定法第10条第1項、畜産経営安定法施行規則（省令）第19条

法第10条第1項 都道府県知事（第五条第二項第一号口の地域が一の都道府県の区域を超える第一号対象事業者の場合にあつては、農林水産大臣。第十二条第二項並びに第十三条第一項及び第二項において同じ。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる第一号対象事業者を、その申請により、指定事業者として指定することができる。

第2号 定款その他の基本約款において、生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しが年間を通じて安定的に行われる見込みがない場合その他の農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、第五条第二項第一号口の地域内で生産される生乳についての生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しの申出を拒んではならない旨が定められていること。

（注）解説の例の「正当な理由」の該当性は、契約内容や事案により異なります。

1 季節変動を超えた増減

省令第19条第1号 当該委託又は売渡しの申出に係る生乳の数量が、当該生乳の生産に係る乳牛一頭一日当たりの平均生産数量の変化率と比較して、季節的な変動要因を超えて増減していること

解説 例えば、夏場など飲用需要が増加する時期には他の取引先に多く出荷、冬場など飲用需要が減少する時期には指定事業者によく出荷するような取引を指します。

2 短期間のみ

省令第19条第2号 当該委託又は売渡しの申出が、短期間の取引を求めるものであること

解説 例えば、飲用需要が減少する一時期（年末年始など）のみ指定事業者に出荷するような取引を指します。

3 申出期限を経過した後の申出

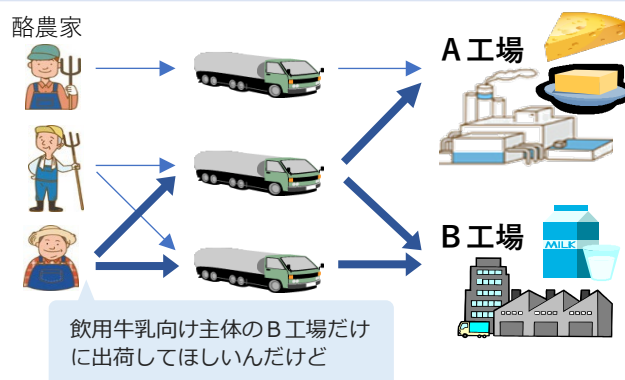
省令第19条第3号 当該委託又は売渡しの申出が、当該指定事業者が生乳の取引の安定を図る観点からある会計年度の第一号対象事業を行うための準備に要する期間を勘案して当該申出の期限を定めた場合において、当該期限を経過した後におこなわれたものであること

解説 例えば、前年度よりも年間〇〇%以上又は××トン以上多い量の生乳の出荷を希望する場合について、指定事業者が、翌年度に向けた乳価交渉が本格化する前の9月30日を申出の期限としている場合において、当該期限経過後に行う申出を指します。

4 特定の用途のみ

省令第19条第4号 当該委託又は売渡しが特定の用途への生乳販売を条件とするものであること

解説 例えば、自分の生乳を飲用牛乳向けだけに仕向けてほしい、特定の乳業工場だけに持って行ってほしいといった条件をつけた取引を指します。



5 統一的に定める基準に不適合

省令第19条第5号 当該委託又は売渡しの申出に係る生乳の品質が、当該指定事業者が統一的に定める基準に適合しないものであること

アルコールテストで反応がでているけど、今月は経営が苦しいから集乳してほしいんだけど



酪農家



指定事業者

ダメですよ！
当指定事業者に出荷する酪農家の方にはアルコールテスト陰性を出荷基準にしています！

解説 例えば、指定事業者が統一的に定める無脂乳固形分の含有比率等の乳成分の基準、体細胞数等の生乳の品質に関わる規格に適合しない生乳を出荷するような取引を指します。

ただし、指定事業者は、統一的な基準を設ける場合には、どの生産者であっても同じように扱うなど、統一的に運用しなければなりません。

※なお、酪農家や流通事業者等は、食品衛生法において、自主検査の実施等により食品の安全性確保のための取組を行うよう努めなければならないとされています。

6 契約数量から大幅に増減

省令第19条第6号 当該委託又は売渡しの申出に係る生乳の数量が、当事者が合意することなく、当該指定事業者との間で約定された数量から大幅に増減していること

解説 例えば、他の取引先の売れ行き不振などの理由により、合意なく指定事業者への出荷数量を契約数量から大幅に増やす又は減らすような取引を指します。

7 虚偽・不正などの申出

省令第19条第8号 当該委託又は売渡しの申出を行った者が、当該申出に関し偽りその他不正の行為を行ったこと

省令第19条第9号 当該委託又は売渡しが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであること

解説 例えば、契約で明記された生乳生産に係る農薬等の使用の記録及び保管が適正に行われておらず、指定事業者が改善を要求したにも関わらず、依然として適切な対応が取られないような場合を指します。

8 繰り返しの契約違反

省令第19条第10号 当該委託又は売渡しの申出を行った者が、第一号、第五号、第六号、第八号及び前号に掲げる正当な理由に当たる委託又は売渡しの申出を当該申出の日の属する会計年度の前会計年度の初日から当該申出の日までの期間内に繰り返し行ったこと。

解説 例えば、生乳の契約出荷数量に違反したため、事業者が理由の説明と改善を要求したにもかかわらず、同様の出荷数量違反が当年度及び前年度の期間内に再度行われた場合を指します。

9 その他

省令第19条第7号

当該委託又は売渡しの申出が、業務規程において生乳買取販売のみを行うこととしている指定事業者に対する委託若しくは業務規程において生乳受託販売のみを行うこととしている指定事業者に対する売渡しの申出であること又は**次条第一号から第三号までに掲げる業務規程の基準に適合しない申出（第20条参照）**であること

省令第20条

- 一 生産者補給金及び集送乳調整金の金額の算定及びその交付の方法については、機構から交付を受けた生産者補給交付金及び集送乳調整金の金額に相当する金額を、それぞれ生産者補給金及び集送乳調整金として、当該第1号対象事業者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し、その委託又は売渡しに係る**生乳の数量を基準として交付することとしていること。**
- 二 **集送乳に係る経費の算定の方法**については、集送乳に要した経費について生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しを行った者間での**平準化の措置がとられていること。**
- 三 生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しを行う者と契約を締結するに当たっては、**当該契約に係る生乳の1キログラム当たりの集送乳に要する経費の額及びそのうち生乳の生産者が負担する額を、いずれも明らかにすることとしていること。**